・ 物上保証人 X1、X2、Y及びC

平成13年8年に、X1及びX2が所有していた被担保不動産について、抵当権者Aの申立てにより強制競売手続が開始され、平成14年から平成15年にかけて売却許可決定、配当手続がなされた。この結果、X1らは、債権者Aに配当された金額の一部につきYに対しても求償権を有するに至った(民法第501条第5号)。

ところが、YはX1らによる求償権の行使を予測して、右売却許可決定がなされる直前に、Yが所有する不動産をZに贈与した。

このため、X1らは、

- ① 弁済による代位権の行使としてのYに対する求償
- ② ①の求償権を被保全債権とする詐害行為取消権の行使による、Y—Z 間の土地贈与の 取消し及び Y から Z 名義への所有権移転登記抹消登記手続

をY及びZに請求する訴えを提起した。

<裁判所の判断>

次のように述べて、X1らの請求を認容した。

代位弁済による連帯保証人及び物上保証人相互間の求償権行使の前提となる、債権者の優先弁済権を負担すべき額の割付につき、連帯保証人と物上保証人の両資格を兼ねる者(本件においてはY)、単なる連帯保証人(本件ではB)及び単なる物上保証人(本件ではX1、X2及びC)がいる場合に、二重資格者(Y)の頭数を1と計算して、まず、単純な頭数割りで単なる連帯保証人(B)が負担すべき額(本件では、債権者Aに配当された金額を、Y、B、X1、X2、Cの5名で5等分した内の1)を定め、残額を物上保証人(Y、X1、X2及びC)で被担保不動産の価額に応じて割り付けることとするのが相当である。

詐害行為取消権の被担保債権は現に債権が発生している必要はなく、その基礎となる法律関係が存在するとか、債権発生の蓋然性を見越して債務者が予め財産を処分したような場合には、行為後に発生した債権を被保全権利として取消権の行使が認められると解するのが相当であるから、X1らは、Y─Z間の土地贈与につき詐害行為取消権を行使することができるというのが相当である。

3 不動産を目的とする1個の抵当権が数個の債権を担保し、その1個の債権について保証人が代位弁済した場合において、担保不動産の売却代金は、債権者の残債権額と、保証人が代位によって取得した債権額に応じて按分して、債権者及び保証人がそれぞれ弁済を受けるべきものとされた事例

東京地判 平成15年8月1日 判タ1152-215、金法1709-49

東京高判 平成16年2月24日 金法1718-69

最一小判 平成17年1月27日 民集59-1-200、裁時1380-12、判時1887-39

判タ1173-168、金法1738-10、金商1215-27

<事案の概要>

金融機関 X は、A に対し次の 3 件の融資を行い、その 3 個の債権を被担保債権として、 平成10年12月に A 所有の本件不動産に抵当権設定を受け、その旨の登記を経由した。

· 債権 1:平成 4年 3月契約、元金15億2020万円

- 債権 2:平成 5年 2月契約、元金17億7000万円
- · 債権 3:平成 6年 5月契約、元金45億6700万円

その3債権につき、金融機関YはAのXに対する債務を連帯保証した。

保証人 Y は、平成12年2月に債権3の残債権額16億1796万円全額を代位弁済した。

他方、Aは同年5月に会社更生法(以下「法」という。)に基づく会社更生手続開始決定を受けた。この結果、本件不動産の売却時点で、更生担保権(法第2条第10項)として、債権1及び債権2に係るXの残債権額3億8342万円と保証人Yが代位する債権3に係る債権額16億1796万円が存在することとなったが、管財人は売却代金をX及びYの債権額に応じて按分してそれぞれに弁済した。

これに対し、Xは、本件不動産の被担保債権は債権1ないし債権3であり、その一部である債権3につき代位弁済がされた場合、当該債権を被担保債権とする抵当不動産の売却代金からの弁済の受領については、代位弁済者であるYは債権者であるXに劣後すると主張して、Xの債権額と、Xが管財人から弁済を受けた額との差額につき、Yに不当利得返還を請求する訴えを提起した。

<裁判所の判断>

第1審及び控訴審はXの請求を認容したが、最高裁は、次のように述べて、本件を東京高裁に差し戻した。

不動産を目的とする1個の抵当権が数個の債権を担保し、そのうちの1個の債権のみについての保証人が当該債権に係る残債権額全額につき代位弁済した場合には、当該抵当権は債権者と保証人の準共有となり、当該抵当不動産の換価による売却代金が被担保債権のすべてを消滅させるに足らないときには、債権者と保証人は、両者間に上記売却代金からの弁済の受領についての特段の合意がない限り、右売却代金につき、債権者が有する残債権額と保証人が代位によって取得した債権額に応じて按分して弁済を受けるものと解すべきである。

4 強制執行の申立書に「被担保債権及び請求債権」として記載された金額の解釈につき、 申立書に被担保債権の一部につき根抵当権の実行を求める趣旨の明示の記載がないこと から、配当請求額の上限を示す趣旨であるとされた事例

神戸地裁伊丹支判 平成14年3月20日

大阪高判 平成14年10月31日

最一小判 平成17年11月24日 裁時1400-4、判時1918-12、判夕1199-185、

金法1766-57、金商1240-40

<事案の概要>

X及びYら(8者)は、Z所有の本件土地に第一順位の根抵当権設定を受けており、極度額はXにつき65億円、Yら8者につき合計415億円であった。

Xの申立てに基づき平成12年12月に競売手続開始決定がなされ、本件土地につきその旨の差押登記がなされた時点における被担保債権額(極度額を超える場合には当該極度額)として債権計算書に表示された債権額は、Xにつき63億円、Yら8者につき410億円であった。